

第73回

定時株主総会 招集ご通知

株式会社イトーキ

証券コード:7972

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応策(買収防衛策)継続の件

目次

第73回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	41
連結計算書類	71
計算書類	95
監査報告書	110
トピックス	115
株主総会会場ご案内	巻末



開催日時

2023年3月23日(木曜日)
午前10時(開場時間午前9時)



開催場所

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
当社 大阪ショールーム
9階ホール



明日の「働く」を、デザインする。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ本年は会場へのご来場はお控えいただき、議決権行使書又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第73回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループは中期経営計画「RISE ITOKI 2023」の2年目となる当事業年度において、引き続き構造改革プロジェクトに基づいた各種施策を推進してまいりました。

強靱な体質の「高収益企業」を目指し、ポストコロナの「働く環境」づくりをリードするための新しい働き方やワークプレイスの提案、価値向上に重点を置いた営業活動の展開、AP(アSEMBル・プロセス)センター構築等生産に関する取組み、資産効率化に関する取組みなどにより、更なる収益の拡大及び収益性の向上に努めました。

その結果、売上高増収、および大幅な増益並びに利益率の向上を図ることができました。さらに、親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高益を更新いたしました。

本年は中期経営計画の最終年ということで、「仕上げ」の年となりますが、当社を取り巻く環境は、首都圏における大規模オフィスビルの供給量の増加が見込まれるほか、次世代の働き方である「ハイブリッドワーク」に対する関心が、生産性向上や人的資本投資を背景に、高まりをみせていることなどから、需要は堅調に推移し、当社グループのビジネスを拡大させる好機になるとみています。

今後も、強靱な体質の「高収益企業」を目指し、ニューノーマルな時代における新たな「働く環境」の提案・具現化に全力で取組むとともに、構造改革プロジェクトやDXの推進による生産性向上等を確実に実行し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2023年3月

代表取締役社長

湊 宏司



目指す“ありたい姿”

ポストコロナの「働く環境」づくりをリードする

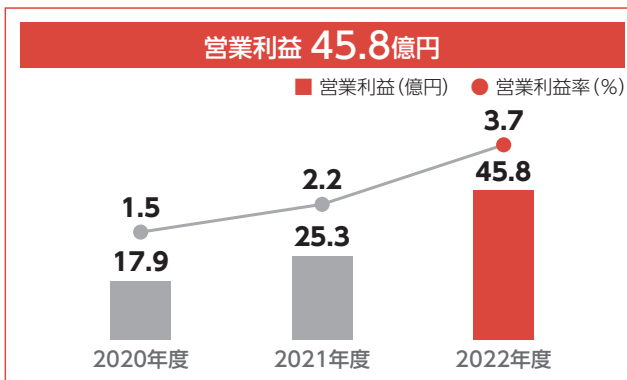
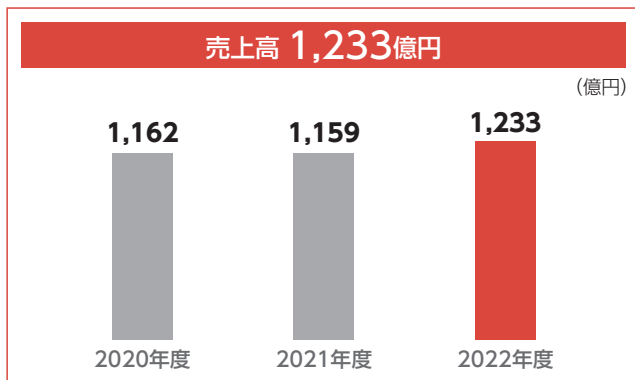
強靱な体質の「高収益企業」になる

2023年度 数値目標

- 売上高 : 1,330億円
- 営業利益 : 60億円
- 営業利益率 : 4.5%
- 経常利益 : 59億円
- ROE : 7.0%以上

- 売上高 : 1,300億円
- 営業利益 : 65億円
- 営業利益率 : 5.0%
- 経常利益 : 65億円
- ROE : 7.0%以上

■ 当期の業績



※なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高益を更新

■ 当期のポイント

当期は、構造改革プロジェクトを中心に、営業の価値提案力の強化による販売価格の適正化、保有資産の効率化、市場トレンドに応じた最適な供給体制確立に向けた再編計画の進行等、強靱な企業体質への変革に注力し、大幅に利益率を改善することができました。

今後も、ポストコロナの働く環境作りで他社をリードすべく、営業力・商品力の強化に努めてまいります。



中期経営計画「RISE ITOKI 2023」の詳細な内容はこちらをご覧ください。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7972/tdnet/1933250/00.pdf>



証券コード 7972
2023年3月7日
(電子提供措置の開始日 2023年3月1日)

株主各位

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 湊 宏 司

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.itoki.jp/ir/stockholder/notification.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択ください。



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2023年3月22日（水曜日）午後5時45分まで
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、
2023年3月22日（水曜日）午後5時45分まで
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2023年3月23日（木曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2	場所	大阪府中央区淡路町一丁目6番11号 当社大阪ショールーム9階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	<p>報告事項 1. 第73期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第73期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役8名選任の件</p> <p>第4号議案 監査役2名選任の件</p> <p>第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件</p>
4	招集にあたっての その他 決定事項	<p>(1) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。</p> <p>(2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>

以上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

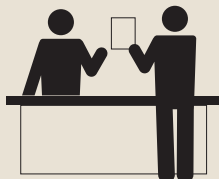
○ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「新株予約権等に関する事項」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

○ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



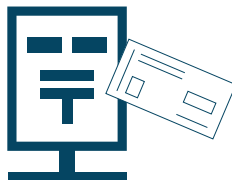
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年3月23日(木曜日)
午前10時(開場:午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合

書面



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォン



- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力は不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード®が記載されています。

② スマホのQRコード®読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード®にスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

行使期限

2023年3月22日(水曜日) 午後5時45分行使分まで

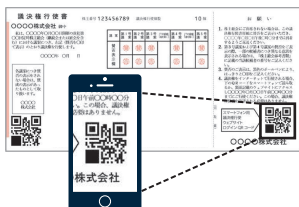
詳細は次ページをご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

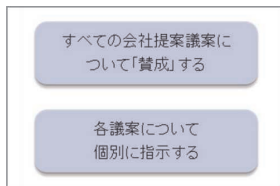
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

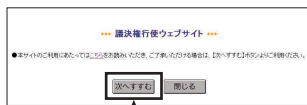
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使で
操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

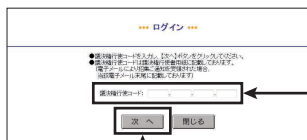
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

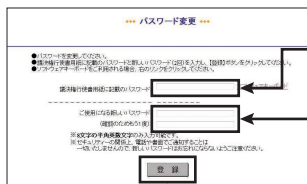
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして、株主の皆様への利益還元として、普通配当17円に特別配当20円を加え1株当たり37円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金37円（うち普通配当17円、特別配当20円）

総額 1,675,462,786円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年3月24日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に則し、事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～7.（条文省略） 8. 建築工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、管工事業、内装仕上工事業、電気通信工事業、建具工事業、電気工事業 9. ～12.（条文省略） 第3条～第50条（条文省略） 附則（条文省略）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～7.（現行どおり） 8. 建築工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、管工事業、内装仕上工事業、電気通信工事業、建具工事業、 <u>電気工事業、とび・土工・コンクリート工事業</u> 9. ～12.（現行どおり） 第3条～第50条（現行どおり） 附則（現行どおり）

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役山田匡通、湊 宏司、牧野健司、船原英二、森谷仁昭、永田 宏、似内志朗の7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るために1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1	山田 匡通 （再任）	代表取締役会長	16回／17回
2	湊 宏司 （再任）	代表取締役社長	12回／13回
3	森谷 仁昭 （再任）	取締役常務執行役員 管理本部長	17回／17回
4	風 直樹 （新任）	常務執行役員 営業本部長	—
5	品田 潤生 （新任）	常務執行役員 企画本部長	—
6	永田 宏 （再任） （社外） （独立役員）	社外取締役	17回／17回
7	似内 志朗 （再任） （社外） （独立役員）	社外取締役	17回／17回
8	坂東 眞理子 （新任） （社外） （独立役員）	—	—

（注）湊 宏司氏は、2022年3月24日開催の第72回定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号

1 山田 匡通 (やまだ まさみち)**再任**

- 生年月日
1940年5月5日
- 所有する当社株式の数
806,161株
- 取締役会出席状況 (2022年度)
16回/17回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1964年4月	株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2002年9月	三菱証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 代表取締役会長
1991年6月	同行取締役		
1995年6月	同行常務取締役	2004年6月	東京急行電鉄株式会社 (現東急株式会社) 常勤監査役
1996年4月	株式会社東京三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 常務取締役	2005年6月	当社取締役
2000年6月	同行専務取締役	2007年6月	当社代表取締役会長 (現)

重要な兼職の状況

医療法人社団こころからの元氣プラザ理事長
 一般財団法人東京顕微鏡院理事長
 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長

取締役候補者とした理由

山田匡通氏は、取締役会長として長年にわたり当社および当社グループを牽引した実績と経営全般における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号

2 湊 宏司 (みなと こうじ)**再任**

- 生年月日
1970年5月21日
- 所有する当社株式の数
42,234株
- 取締役会出席状況 (2022年度)
12回/13回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年4月	日本電信電話株式会社 (NTT) 入社	2015年6月	同社 執行役員 社長室長
2008年7月	サン・マイクロシステムズ株式会社 入社	2018年8月	同社 執行役員 副社長 最高執行責任者 (COO)
		2019年8月	同社 取締役 執行役員 副社長 最高執行責任者 (COO)
2010年6月	日本オラルクル株式会社 カスタマーサポート統括 (サン・マイクロシステムズ株式会社との経営統合)	2021年9月	当社入社 顧問
		2022年3月	当社代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

湊 宏司氏は、2022年より代表取締役社長として当社および当社グループの指揮を執り、強いリーダーシップを発揮しております。これまでの豊富な経験と高い見識を活かし、当社の構造改革プロジェクトおよび事業戦略高度化を推進するとともに、企業価値の向上に貢献しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号

3 森谷 仁昭 (もりや よしあき)

再任



- 生年月日
1960年3月31日
- 所有する当社株式の数
29,995株
- 取締役会出席状況 (2022年度)
17回/17回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2009年4月	同行 名古屋中央支店長
1988年7月	日本輸出入銀行 (現株式会社国際協力銀行) 出向	2010年10月	株式会社みずほコーポレート銀行 審議役
1992年5月	株式会社第一勧業銀行 国際企画部	2011年1月	当社入社 執行役員管理本部副本部長
1995年10月	同行香港支店 非日系営業課長	2012年1月	当社執行役員管理本部長
2006年3月	株式会社みずほ銀行 三鷹支店長	2015年1月	当社常務執行役員管理本部長
2007年4月	同行 個人企画部長	2021年3月	当社取締役常務執行役員管理本部長 (現)

取締役候補者とした理由

森谷仁昭氏は、金融機関および当社管理部門における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督、取締役会の機能強化など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号

4 風 直樹 (かぜ なおき)

新任



- 生年月日
1962年8月29日
- 所有する当社株式の数
41,340株
- 取締役会出席状況 (2022年度)
—

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月	旧株式会社イトーキ入社	2016年1月	当社執行役員東京支社長
2007年1月	当社東京西支店長	2018年1月	当社執行役員Knoll事業統括部長
2009年1月	当社東京西営業部長		Knoll Japan株式会社代表取締役社長
2010年1月	当社東京西支社長	2021年1月	当社常務執行役員営業本部長 (現)
2013年1月	当社執行役員東京西支社長		

取締役候補者とした理由

風 直樹氏は、長年にわたり当社営業部門の業務執行に携わり、当社グループ会社の経営経験があるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たすとともに、当社および当社グループの持続的成長と企業価値向上に貢献していただきたく、新たに取締役の候補としました。

候補者番号

5 品田 潤生 (しなだ じゅんせい)**新任**

- **生年月日**
1961年10月21日
- **所有する当社株式の数**
1,787株
- **取締役会出席状況 (2022年度)**
—

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月	旧株式会社イトーキ入社	2018年 1月	当社執行役員法人営業統括部長 兼 カスタマーバリュー統括部長
2006年 7月	当社東京東販売部港支店長	2021年 7月	当社執行役員エンジニアリング統 括部長
2011年 3月	株式会社エフ・エム スタッフ (社長) 出向	2023年 1月	当社常務執行役員企画本部長 (現)
2014年 1月	当社東日本支社長		
2016年 1月	当社執行役員法人営業統括部長		

取締役候補者とした理由

品田潤生氏は、当社営業部門および事業部門の重要なポジションを歴任し、当社グループ会社の経営経験があるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たすとともに、当社および当社グループの持続的成長と企業価値向上に貢献していただきたく、新たに取締役の候補としました。

候補者番号

6 永田 宏 (ながた ひろし)**再任****社外****独立役員**

- **生年月日**
1941年 2月22日
- **所有する当社株式の数**
53,833株
- **取締役会出席状況 (2022年度)**
17回/17回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1970年 4月	三井物産フランス株式会社入社	2005年 4月	早稲田大学大学院商学研究科 (MBAコース) 客員教授
1996年 6月	三井物産株式会社取締役	2008年 3月	当社社外取締役 (現)
1999年 6月	同社常務取締役 欧州三井物産株式会社社長	2018年10月	株式会社クリアホールディングス 代表取締役社長 (現)
2002年 4月	三井物産株式会社代表取締役副社長 兼 執行役員化学品グループプレジデント	2021年12月	日本クリア株式会社 社外取締役 (現)
2004年 6月	同社顧問		

重要な兼職の状況

株式会社クリアホールディングス代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永田 宏氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。

候補者番号 **7** 似内 志朗 (にたない しろう)

再任

社外

独立役員



- 生年月日
1958年8月7日
- 所有する当社株式の数
5,800株
- 取締役会出席状況 (2022年度)
17回/17回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	郵政省入省	2019年5月	ファシリティデザインラボ代表 (現)
2005年4月	日本郵政公社 (現日本郵政株式会社) 経営企画部門事業開発部長		筑波大学客員教授 (現)
2009年10月	同社不動産部門不動産企画部長	2020年3月	東洋大学兼任講師 (現)
2018年4月	日本郵政不動産株式会社 プロジェクト推進部長 (兼務)		当社社外取締役 (現)

重要な兼職の状況

ファシリティデザインラボ代表

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

似内志朗氏は、会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。

候補者番号 **8** 坂東 真理子 (ばんどう まりこ)

新任

社外

独立役員



- 生年月日
1946年8月17日
- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席状況 (2022年度)
-

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1969年7月	総理府入府	2003年10月	学校法人昭和女子大学理事
1985年10月	内閣総理大臣官房参事官	2007年4月	昭和女子大学学長
1989年7月	総務庁統計消費統計課長	2014年4月	学校法人昭和女子大学理事長 (現)
1994年7月	内閣総理大臣官房男女共同参画室長	2016年7月	昭和女子大学総長 (現)
1995年4月	埼玉県副知事	2017年6月	MS&ADインシュアランスグループ プホールディングス株式会社 社外取締役 (現)
1998年6月	在オーストラリア連邦プリズベン 日本国総領事	2019年12月	株式会社三菱総合研究所社外取締役 (現)
2001年1月	内閣府男女共同参画局長		

重要な兼職の状況

学校法人昭和女子大学理事長、昭和女子大学総長
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役
株式会社三菱総合研究所社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

坂東真理子氏は、行政・教育分野における豊富な経験と高い見識を有しております。当該経験および見識を活かし、特にダイバーシティ推進や人材育成について専門的な観点から有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただきたく、新たに社外取締役の候補としました。同氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 坂東眞理子氏は、学校法人昭和女子大学理事長および総長であり、当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、同氏はMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役であり、当社又は当社の主要な子会社とMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の子会社である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社および三井住友海上あいおい生命保険株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、似内志朗および坂東眞理子の3氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 永田 宏氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって15年、似内志朗氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 4. 当社は、永田 宏、似内志朗の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、坂東眞理子氏が選任された場合においても、同内容の契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2024年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
 6. 当社は、永田 宏、似内志朗および坂東眞理子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案

監査役2名選任の件

監査役松井 正、飯沼良祐、小山充義の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1 石原 修 (いしはら おさむ)

新任

社外

独立役員



- 生年月日
1960年2月17日
- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席状況 (2022年度)
—
- 監査役会出席状況 (2022年度)
—

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月	東京弁護士会登録 西村眞田法律事務所入所	2010年3月	株式会社小田原エンジニアリング 社外監査役(現)
1990年10月	TMI総合法律事務所入所	2012年4月	日本弁護士連合会常務理事
1997年4月	同事務所パートナー(現)		東京弁護士会副会長
2004年1月	最高裁判所司法研修所民事弁護教官	2015年4月	関東弁護士会連合会副理事長

重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所パートナー
株式会社小田原エンジニアリング社外監査役

社外監査役候補者とした理由

石原 修氏は、弁護士として培われた高い専門的な知識と豊富な業務経験を有しており、その知識と経験を当社の監査体制に反映していただきたく、新たに社外監査役の候補としました。なお、同氏は、過去に他社の社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



- 生年月日
1962年5月5日
- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席状況 (2022年度)
—
- 監査役会出席状況 (2022年度)
—

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年9月	青山監査法人入所	2002年7月	同法人 代表社員
1988年7月	公認会計士登録	2006年9月	あらた監査法人 (現PwCあらた有 限責任監査法人)
1991年10月	三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀 行) 入行		パートナー (代表社員)
1999年7月	青山監査法人入所	2022年7月	株式会社インフォメーション・デ ィベロップメント社外取締役 (現)
2000年7月	中央青山監査法人 社員就任		

重要な兼職の状況

株式会社インフォメーション・ディベロップメント社外取締役

社外監査役候補者とした理由

白畑尚志氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な業務経験を有しており、その知識と経験を当社の監査体制に反映していただきたく、新たに社外監査役の候補としました。なお、同氏は、過去に他社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石原 修、白畑尚志の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。石原 修、白畑尚志の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2024年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は、石原 修、白畑尚志の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

1. 現在または過去10年間において当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2. 当社の現在の主要な株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の2%を超える取引先または年間仕入額が当該会社の連結売上高の2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4. 当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと

●取締役会メンバーのスキル・マトリックス（予定）

第3号議案および第4号議案が承認された場合における取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

	企業経営	財務 会計	法務 リスク管理	国際性	営業	生産 研究開発	人材開発	ESG	DX
山田 匡通	●	●		●	●			●	
湊 宏司	●			●	●			●	●
森谷 仁昭		●	●	●	●			●	
風 直樹	●				●	●			
品田 潤生	●				●				
永田 宏	●			●	●				
似内 志朗	●			●				●	
坂東 眞理子	●		●	●			●	●	
福原 敦志			●			●	●		
石原 修			●	●			●		
白畑 尚志		●		●					

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間といたします。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

小山 充義 (こやま みつよし)

● 生年月日 1962年8月10日	略歴、地位および重要な兼職の状況	
	1981年4月 東京国税局入局	2015年7月 石田税務会計事務所勤務
● 所有する当社株式の数 0株	1994年7月 東京国税局調査四部	2015年9月 税理士登録(現)
	2000年1月 国税庁法人課税課	小山税理士事務所開設(現)
	2005年7月 金融庁検査局	2016年6月 第一実業株式会社社外監査役(現)
	2012年7月 沖縄国税事務所国税訟務官	2023年1月 当社社外監査役(現)
	2014年7月 東京国税局国税訟務官	
	重要な兼職の状況	
	第一実業株式会社社外監査役	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小山充義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小山充義氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3か月であります。
4. 小山充義氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や他社の社外監査役としての経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
5. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 小山充義氏が社外監査役に就任する場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初2008年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2023年3月開催予定の当社第73回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、検討してまいりました。

その結果、2023年2月13日開催の当社取締役会にて、本株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、現プランを継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様のご承認をお願いすべく、本株主総会に提案することを決議しました。

なお本プランは、現プランから語句の修正、文言の整理等を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。

つきましては、本プランの継続につき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 本プランへの継続の目的

本プランは、基本方針¹に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、本株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、現プランを本プランとして継続することを決定いたしました。

¹ 事業報告に記載の「I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」をいいます。

2. 本プランの概要

本プランは買付者等（下記3. において定義します。以下同じ。）が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記の1. 「本プランへの継続の目的」を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等は、本プランに定めた手続に従い、当該買付等（下記3. において定義します。以下同じ。）が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において買取提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が、本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表または開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの発動に係る手続

(1) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」と総称します。）がなされる場合（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間に、買付等を行ってはならないものとします。

(2) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文書等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印のなされたもの）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、日本語で買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。

(3) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、買付者等が当社に対して提供すべき買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを記載した書面を当該買付者等に交付し、買付者等は、当該リストの記載に従い、本必要情報を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は、買付者等の属性及び買付等の内容によって異なりますが、必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、一般的な項目の一部は下記の①から⑧のとおりです。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策、就任を予定する当社及び当社グループ会社の役員候補の情報
- ⑥ 買付等の後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については別紙1「独立委員会規則の概要」、本継続時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員及び略歴」に記載のとおりです。）に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に書面で提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。ただし、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、買付者等から当該情報の一部について提供が無い場合において、買付者等から当該情報の一部の提供がなされないことについて合理的な説明がある場合には、本必要情報が全て揃わなくても、買付者等との情報提供に係る交渉等は終了し、その旨を公表するとともに、下記(4)の買付等の内容の検討を開始する場合があります。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(5)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(4) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会による評価・検討と独立委員会への意見等の提供

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）の提出が完了した後、最長60日間（独立委員会の意見等の提供要請の期限がそれ以前の場合はその期限まで）を当社取締役会の買付提案等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案作成のための期間として設定します。当該期間中、当社取締役会は、買付者等から提供された本必要情報等を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にまとめ、必要に応じその概要を公表するとともに、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等とともに独立委員会へ提供します。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（上記①に従い）当社取締役会から情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたらと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(5)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言等を得ることができるものとします。

(5) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合、その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報を公表します。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由1及び2（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合（引き続き買付者等に情報提供を求める必要がある場合や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除く。）、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記5.「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について発動事由のうち発動事由2（以下「発動事由2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、又は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなったか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でなくなった場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(6) 取締役会の決議

当社取締役会は、当社取締役会としての意見等の独立委員会への提供後も、適宜検討を継続するものとし、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を慎重かつ可及的速やかに行うものとします。但し、下記(7)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は当該総会決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(7) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(6)にかかわらず、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、発動事由2の該当可能性が問題となっており、①上記(5)①に従い独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、②株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らして株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

上記の通り、株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当て実施の議案が可決又は否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。また、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(8) 株主に対する情報開示等

当社は、本プランの運用に際しては、本プランの各手続の進捗状況（買付者等が現れた事実、買付者等から意向表明書・買付説明書が提出された事実、取締役会の評価・検討が開始された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、独立委員会検討期間の延長が行われた事実及び延長の期間・理由を含みます。）、本必要情報の概要、当社取締役会としての意見の概要、独立委員会に代替案を提示した事実及びその概要、独立委員会による勧告等の概要等を公表するとともに、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する事項について、適用法令又は金融商品取引所の諸規定等に従い、株主の皆様に対し、適時適切に開示します。

4. 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記3.「本プランの発動に係る手続」(5)①に記載のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由1

本プランに定められた手続に従わない買付等（買収等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

発動事由2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

- (1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社及び当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社及び当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社及び当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (3) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み合理的な根拠をもって明らかに不十分又は不相当と判断される買付等である場合
- (4) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の顧客、取引先、代理店、従業員等との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうことなどにより、合理的な根拠をもって明らかに当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと判断される買付等である場合

5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の数
- 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (2) 割当対象株主
- 割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (4) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式¹⁰の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。
- (6) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。

(7) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹¹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹²、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹³ (以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(9)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

¹¹ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹² 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (11) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (12) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

6. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年を取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、本株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令、規則等の規定は、本日現在施行されている規定を前提としているものであり、本日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

7. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランへの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの継続にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

① 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.「本プランの発動に係る手続」(5)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。

この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、非適格者から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

8. 本プランの合理性

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として継続されるものであり、基本方針に沿うものです。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、本プランへの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として引き続き独立委員会を設置します。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締

役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本プランの有効期限までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権無償割当ての実施が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（本新株予約権の無償割当ての実施につき当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会の意見・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定

- ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
- ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑨ 当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会が提供した買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）の他に、当社取締役会に対し、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言等を得ることができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員及び略歴

本プランへの継続後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

永田 宏 (ながた ひろし)

【略 歴】

1941年 2月22日生
1970年 4月 三井物産フランス株式会社入社
1996年 6月 三井物産株式会社取締役
1999年 6月 同社常務取締役
欧州三井物産株式会社社長
2002年 4月 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループプレジデント
2004年 6月 同社顧問
2005年 4月 早稲田大学大学院商学研究科 (MBAコース) 客員教授
2008年 3月 当社社外取締役 (現)
2018年10月 株式会社クレアホールディングス代表取締役社長 (現)
2021年12月 日本クレア株式会社社外取締役 (現)

※社外取締役 永田 宏氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。
なお、永田 宏氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

似内 志朗 (にたない しろう)

【略 歴】

1958年 8月7日生
1984年 4月 郵政省入省
2005年 4月 日本郵政公社 (現日本郵政株式会社) 経営企画部門事業開発部長
2009年10月 同社不動産部門不動産企画部長
2018年 4月 日本郵政不動産株式会社プロジェクト推進部長 (兼務)
2019年 5月 ファシリティデザインラボ代表 (現)
筑波大学客員教授 (現)
東洋大学兼任講師 (現)
2020年 3月 当社社外取締役 (現)

※社外取締役 似内 志朗氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。
なお、似内 志朗氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

坂東 真理子 (ばんどう まりこ)

【略 歴】

- 1946年 8 月17日生
- 1969年 7 月 総理府入府
- 1985年10月 内閣総理大臣官房参事官
- 1989年 7 月 総務庁統計局消費統計課長
- 1994年 7 月 内閣総理大臣官房男女共同参画室長
- 1995年 4 月 埼玉県副知事
- 1998年 6 月 在オーストラリア連邦ブリスベン日本国総領事
- 2001年 1 月 内閣府男女共同参画局長
- 2003年10月 学校法人昭和女子大学理事
- 2007年 4 月 昭和女子大学学長
- 2014年 4 月 学校法人昭和女子大学理事長 (現)
- 2016年 7 月 昭和女子大学総長 (現)
- 2017年 6 月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役 (現)
- 2019年12月 株式会社三菱総合研究所社外取締役 (現)

※坂東真理子氏は、社外取締役の要件を充たす社外取締役候補者であり、本年3月23日の当社第73回定時株主総会において「第3号議案 取締役8名選任の件」が承認可決されますと、社外取締役に就任いたします。坂東真理子氏は、学校法人昭和女子大学理事長および総長であり、当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、同氏はMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役であり、当社又は当社の主要な子会社とMS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の子会社である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社および三井住友海上あいおい生命保険株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。

石原 修 (いしはら おさむ)

【略 歴】

1960年 2月17日生

1987年 4月 東京弁護士会登録
西村眞田法律事務所入所

1990年10月 TMI総合法律事務所入所

1997年 4月 同事務所パートナー (現)

2004年 1月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官

2010年 3月 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 (現)

2012年 4月 日本弁護士連合会常務理事
東京弁護士会副会長

2015年 4月 関東弁護士会連合会副理事長

※石原 修氏は、社外監査役の要件を充たす社外監査役候補者であり、本年3月23日の当社第73回定時株主総会において「第4号議案 監査役2名選任の件」が承認可決されますと、社外監査役に就任いたします。

石原 修氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、石原 修氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

白畑 尚志 (しらはた ひさし)

【略 歴】

1962年 5月 5日生

1985年 9月 青山監査法人入所

1988年 7月 公認会計士登録

1991年10月 三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行

1999年 7月 青山監査法人入所

2000年 7月 中央青山監査法人 社員就任

2002年 7月 同法人 代表社員

2006年 9月 あらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人) パートナー (代表社員)

2022年 7月 株式会社インフォメーション・ディベロプメント社外取締役 (現)

※白畑尚志氏は、社外監査役の要件を充たす社外監査役候補者であり、本年3月23日の当社第73回定時株主総会において「第4号議案 監査役2名選任の件」が承認可決されますと、社外監査役に就任いたします。

白畑尚志氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、白畑尚志氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

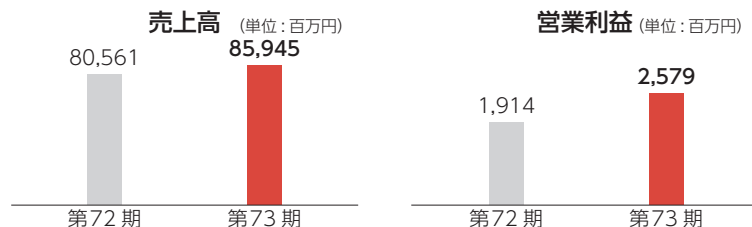
当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種の普及や各種施策により経済活動に回復傾向が見られました。しかしながら、不安定な国際情勢の中、諸資材・部品の価格高騰、さらには新たな変異株による新型コロナウイルスの感染再拡大など、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような経済環境のもと、当社グループは中期経営計画「RISE ITOKI 2023」の2年目となる当事業年度において、引き続き構造改革プロジェクトに基づいた各種施策を推進しました。当連結会計年度におきましては、強靱な体質の「高収益企業」を目指し、ポストコロナの「働く環境」づくりをリードするための新しい働き方やワークプレイスの提案、価値向上に重点を置いた営業活動の展開などにより、売上・利益の拡大を図りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比6.4%増の1,233億24百万円となりました。営業利益は、増収効果および提供価値の向上による利益率の改善などにより、前連結会計年度比79.0%増の45億82百万円となりました。経常利益は、前連結会計年度比71.4%増の41億77百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、資産効率化を目的とした非事業資産の売却益などにより、前連結会計年度比353.9%増の52億94百万円となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

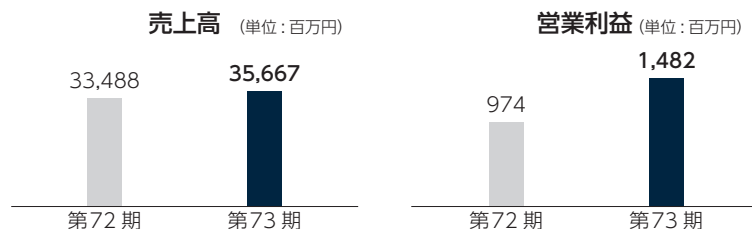
ワークプレイス事業



ワークプレイス事業につきましては、ニューノーマル時代の新しい働き方にあわせた大型のオフィス移転やリニューアル案件などを中心に好調に推移し、オフィス家具の国際展示会であるオルガテック東京への出展やITOKI TOKYO XORKのリニューアルなどの販売支援施策も計画的に実施しました。原材料価格高騰の影響はあるものの、増収効果、物流費削減、提供価値の向上などにより増収増益となりました。

その結果、当事業は売上高859億45百万円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益25億79百万円（前連結会計年度比34.7%増）となりました。

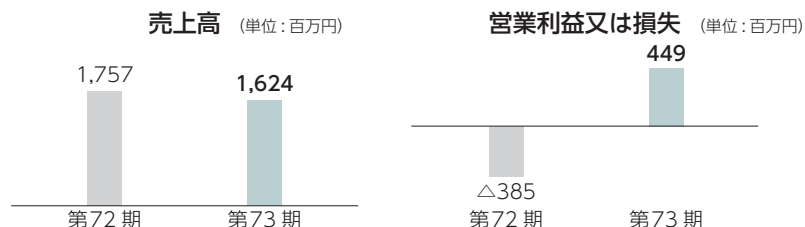
設備機器・パブリック事業



設備機器・パブリック事業につきましては、研究施設の前期における大型商談受注が今期業績に寄与したことに加え、物流設備も好調に推移しました。原材料価格高騰の影響はあるものの、研究施設、物流設備における需要拡大、販売強化による増収効果や提供価値の向上などにより増収増益となりました。

その結果、当事業は売上高356億67百万円（前連結会計年度比6.5%増）、営業利益14億82百万円（前連結会計年度比52.1%増）となりました。

IT・シェアリング事業



IT・シェアリング事業は、システム開発事業に加え、第二の柱として推進してきたシステム検証事業が好調に推移し、オフィス空間のシェア事業も堅調に推移しました。また、GlobalTreehouse株式会社の解散などにより営業利益も黒字に転換しました。

その結果、当事業は売上高16億24百万円（前連結会計年度比7.6%減）、営業利益4億49百万円（前連結会計年度は3億85百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は11,085百万円であります。主な内訳は、生産・供給強化のためのアSEMBルプロセスセンターの建設、生産力効率化に伴う機械装置新設、各種システム基盤への投資等であります。

(3) 資金調達の状況

長期の運転資金のためシンジケーション方式によるタームローン契約（総額30億円）を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境は、経済活動の正常化に伴う雇用・所得環境の改善や各種政策の効果等により、徐々に景気が持ち直していくことが期待されるものの、不安定な国際情勢に起因するサプライチェーン混乱による供給制約、半導体不足、原材料価格の動向等による先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。このような事業環境の中、当社グループとしましては、中期経営計画「RISE ITOKI 2023」の最終年度として、高い価値を創出・提供し続ける企業へと進化してまいります。この実現のため、特に以下の5点を重要課題として捉え、重点的に取り組んでまいります。

① 構造改革プロジェクトの実行

あらたな価値を生み出しお客様に提供し続けていくために、事業の生産性を高め、強靱な体質の「高収益企業」に進化を果たすことを目的として、プロジェクト活動を強力に進めてまいり、成果も出てきつつあります。さらにこの取組を進化発展させていき、業務のプロセス改革や経営資源の最適化の実現を果たしてまいります。

② 新たな価値の創出と提供

ポストコロナの働き方や働く環境が激変している事業環境を、当社グループの大きな機会として捉え、「働く環境」づくりで他社をリードする新たな価値を創出すべく、提案力強化と商品・サービスの拡充を、引き続き推し進めてまいります。

③ 不採算事業の早期黒字化

「高収益企業」への進化を果たすため、ここ数年にわたる取組において、不採算となっている事業の整理整備を大きく進展させてまいりましたが、今後も各事業が継続的に不採算な状態に陥らないよう、投資案件のチェックや支援体制を引き続き強化してまいります。

④ 狙って人を育てる

企業において最も重要な経営資源は「人財」と考えます。激変する社会において、これからも継続して高い価値を提供していくためには、組織にイノベーションを起こし、事業を率先する多様な人財が必須となります。このような人財を育成するため、全員一律ではなく育成したいポイントを明確にした“狙って人を育てる”ための施策を進化発展してまいります。

⑤ ESG経営の実践

当社は時代の先端を見据え、社会に新しい価値を提供することで成長してまいりました。ビジネスの原点は「世の中に既にあるものではなく、新しいものを提供し、社会のお役に立ちたい」という創業者・伊藤喜十郎の志にあります。ビジネスを通じてしっかりと世の中に貢献していくという精神に基づき、ESG方針を掲げ、「人も生き生き、地球も生き生き」する社会の実現に努め、環境・社会・ガバナンスへの取組を継続的に強化してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	2019年度 (第70期)	2020年度 (第71期)	2021年度 (第72期)	2022年度 (第73期) (当期)
売上高 (百万円)	122,174	116,210	115,905	123,324
経常利益 (百万円)	945	1,881	2,437	4,177
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△550	△235	1,166	5,294
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△12.08	△5.18	25.82	116.99
総資産 (百万円)	108,778	105,096	103,898	115,288
純資産 (百万円)	45,834	44,189	45,076	49,910
1株当たり純資産額 (円)	995.80	969.43	992.89	1,100.33

(注) 2022年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 100	% 100.0	商業設備機器の販売
株式会社イトーキエンジニアリングサービス	50	100.0	工事の施工・監理、保守・サービス
株式会社シマソービ(注)1	10	100.0	事務用家具等の販売
株式会社イトーキ北海道	40	100.0	事務用家具等の販売
伊藤喜オールスチール株式会社	90	100.0	鋼製家具・機器の製造・販売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼製家具等の製造・販売
三幸ファシリティーズ株式会社(注)2	40	100.0	事務用家具等の販売
株式会社イトーキシェアードバリュー	50	100.0	オフィス家具・設備機器のレンタル・リユース
新日本システック株式会社	100	100.0	各種システムの開発
富士リビング工業株式会社	60	98.4	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社エフエム・スタッフ(注)3	90	99.1	ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務
株式会社ダルトン	1,387	100.0	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	100.0	鉄扉・貸金庫等の製造
Tarkus Interiors Pte Ltd	150万S\$	100.0	オフィス施設、商業施設等の内装工事
Novo Workstyle Asia Limited	3,180万US\$	100.0	アジア子会社の統括会社
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.	1,500万US\$	100.0	アジア子会社の統括会社
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.	130万S\$	100.0	事務用家具等の販売

- (注) 1. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。
 2. 三幸ファシリティーズ株式会社の議決権比率には、間接所有分の0.02%を含んでおります。
 3. 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の1.7%を含んでおります。

事業報告

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

④ 企業結合の経過および成果

連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社17社、株式会社ダルトンの子会社および海外子会社等16社であります。なお企業結合の成果につきましては、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

⑤ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内容
WALDNER Laboreinrichtungen GmbH & Co.KG	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与
KNOLL OVERSEAS,INC.	アメリカ	家具の製造・販売権の許与

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業内容	主要な製品およびサービス
ワークプレイス事業	事務および家庭用デスクならびにチェア、収納家具、カウンター、パネル、建築間仕切、金庫、オフィス営繕、組立・内装・施工などの物流サービス、什器の修理、メンテナンスなどの保守サービスなど
設備機器・パブリック事業	物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器など
IT・シェアリング事業	什器レンタル、オフィスシェア、ソフトウェア開発など

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

(a) 本社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

(b) 営業所

区 分	名 称
東 北 地 方	営業本部 東日本支社 (北東北・南東北の各支店)
東 京 都	営業本部 東京支社 (第1～4支店) 法人営業統括部 (第1～5法人支店・情報通信営業支店) 市場別営業統括部 (第1～3支店・金融第1～4支店) プロジェクト営業統括部 (プロジェクト第1～5支店) セールスディベロップメント統括部 (NEXT VALUE営業部・DX営業部・ソリューション営業部) 設備機器事業本部 設備機器営業1部 (物流システム販売室・パブリック販売室) 設備機器営業2部 (原子力施設販売室・システム機器販売室) Web事業統括部 EC販売部
関 東 信 越 地 方 (東 京 都 を 除 く)	営業本部 東日本支社 (栃木・群馬・長野・山梨・新潟・東関東の各支店) 東京支社 (南関東・横浜の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中日本支社 (名古屋・中部第1～2・北陸の各支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (近畿・第1～5の各支店)
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 西日本支社 (広島・中四国・福岡・九州の各支店・西日本プロジェクト室)

事業報告

(c) 生産拠点

区 分	名 称	
関 東 地 方	生産本部 関東工場	千葉製造部（千葉市緑区）
近 畿 地 方	生産本部 関西工場	滋賀第1～3製造部（滋賀県近江八幡市）
	設備機器事業本部 京都製造部 電子機器商品部	京都製造課（京都府八幡市） 電子機器製造課（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は2023年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区）
	株式会社イトーキエンジニアリングサービス（東京都中央区）
	株式会社 シマソービ（横浜市中区）
	株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区）
	伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市）
	イトーキマルイ工業株式会社（新潟県長岡市）
	三幸ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区）
	株式会社イトーキシェアードバリュー（東京都中央区）
	新日本システック株式会社（東京都中央区）
	富士リビング工業株式会社（石川県白山市）
	株式会社エフエム・スタッフ（東京都中央区）
株式会社ダルトン（東京都中央区）	
株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市）	
海 外	Tarkus Interiors Pte Ltd（シンガポール）
	Novo Workstyle Asia Limited（香港）
	ITOKI CHINA HOLDING Co., Ltd.（中国江蘇省）
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.（シンガポール）	

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,793名	180名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,996名	16名減	43歳 1ヵ月	16年 3ヵ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	4,282
株式会社三井住友銀行	1,828
株式会社商工組合中央金庫	1,294
株式会社三菱UFJ銀行	1,218
株式会社京都銀行	1,109

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 45,664,437株（うち自己株式 381,659株）
- ③ 株主数 7,587名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,079	11.21
日本生命保険相互会社	2,225	4.91
イトーキ協力会社持株会	1,754	3.87
株式会社アシスト	1,609	3.55
伊藤七郎	1,356	2.99
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,341	2.96
株式会社みずほ銀行	1,121	2.47
イトーキ従業員持株会	1,106	2.44
株式会社三井住友銀行	1,069	2.36
伊藤文子	963	2.12

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式を381,659株保有しております。
 3. 持株比率は自己株式（381,659株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

	株 株 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	46,400株	5名
社外取締役	4,000株	2名
監査役	9,700株	4名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年6月29日付の取締役会決議に基づき、第三者割当による第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行し、割当てを行っております。本新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(1)	割当日	2020年7月15日
(2)	新株予約権の総数	113,771個
(3)	新株予約権の発行価額	総額 45,280,858円（本新株予約権1個当たり398円）
(4)	当該発行による潜在株式数	11,377,100株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は361円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、11,377,100株です。
(5)	調達資金の額	4,596,120,858円（差引手取概算額：4,581,120,858円）※1 （内訳） 本新株予約権発行分 45,280,858円 本新株予約権行使分 4,550,840,000円
(6)	行使価額	当初行使価額 400円 ※2 2021年1月22日及び2022年1月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、361円とする。
(7)	募集又は割当の方法	第三者割当の方法による。
(8)	割当先	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 70,072個 InfleXion II Cayman, L.P. 25,689個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合87号 18,010個

<p>(9) その他</p>	<p>当社は、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、InflexionⅡ Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合87号（以下、個別に又は総称して「割当先」といいます。）との間で、2020年6月29日付で、本新株予約権に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しております。本引受契約において、以下の内容が定められております。</p> <p>(i) 本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である。</p> <p>(ii) 割当先は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける当社の株式を、当社の事前の書面による同意なく、取引所金融商品市場外取引（但し、公開買付けに対する応募及び私設取引システムにおける取引その他相手方を特定できない取引を除く。）において当社の一定の競業他社及び過去2年間に株主提案権の行使、反対意見の表明、質問状の送付により上場会社の事業運営、経営方針等につき実質的な主張を行ったことのある株主に譲渡することができない。</p> <p>(iii) 割当先は、2020年7月22日から2022年1月22日までの期間は、本新株予約権を行使しない。</p> <p>(iv) (iii)にかかわらず、①当社の単体又は連結の通期又は四半期の損益計算書に記載される営業損益が3連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日又は各四半期末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件がクロージング日において満たされていなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、(iii)の間中においても本新株予約権を行使できる。</p> <p>(v) 当社は、本割当日から2025年7月22日又は割当先の当社に対する株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が2%を下回ることとなった日のいずれか早い日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分（当社の役職員を割当先とするストック・オプションの発行を除く。）してはならず、また、本割当日から2025年7月22日又は割当先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、株式等を発行又は処分（当社の役職員を割当先とするストック・オプション及び譲渡制限付株式の発行を除く。以下、本項において同じ。）しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分する。</p>
----------------	---

(9)	その他	<p>(vi) 当社及び割当先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない。</p> <p>(vii) 当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当した場合又はそのおそれがあると合理的に認められる場合、並びに本新株予約権の発行後、①東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。）の60%（但し、1円未満は切り捨てる。）を下回った場合、②いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、本割当日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の20%を下回った場合、③割当先が本新株予約権の行使期間満了の2ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、又は④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。</p>
-----	-----	---

- ※1. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
- ※2. 2021年1月22日において行使価額を361円に修正しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田 匡通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長
代表取締役社長	湊 宏司	
取締役専務執行役員	牧野 健司	企画本部長
取締役常務執行役員	船原 英二	生産本部長
取締役常務執行役員	森谷 仁昭	管理本部長
取締役	永田 宏	株式会社クリアホールディングス代表取締役社長
取締役	似内 志朗	ファシリティデザインラボ代表
常勤監査役	福原 敦志	
監査役	松井 正	
監査役	飯沼 良祐	
監査役	齋藤 晴太郎	関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、似内志朗の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役福原敦志氏は、長年にわたり当社において企画開発・人事部門の管理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 4. 当社は、永田 宏、似内志朗、飯沼良祐、齋藤晴太郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退 任 理 由
平井 嘉朗	代表取締役社長	2022年3月24日	任期満了による退任
齋藤 晴太郎	監査役	2022年12月31日	逝去による退任

- (注) 1. 2022年12月31日付での齋藤晴太郎氏の逝去に伴う退任により、補欠監査役である小山充義氏が2023年1月13日付で社外監査役に就任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しております。D&O保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。D&O保険の保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の額

(a) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬の決定に関する方針と取締役の報酬は、取締役会において決定しております。また、当事業年度の個人別の報酬等の内容について、取締役会は報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、(1)固定報酬(2)業績に連動する変動報酬及び(3)譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）からなり、それらの割合は代表取締役がこれを決定しております。(1)固定報酬は、報酬水準の妥当性を検証し、取締役会で承認された役位別等月額報酬表に応じた金銭報酬を月例報酬として支給しております。(2)変動報酬は、企業業績の向上に資するよう、役位に応じた金銭報酬を、会社の経営活動全般の結果を反映する当事業年度の連結の営業利益に連動させて、個人別の成績を加味した上で算出し、事業年度終了後に支給しております。なお、当事業年度の連結の営業利益は、連結損益計算書に記載のとおりです。個人別の成績は、担当領域毎に事業別、機能別に設定した評価指標に基づいて評価しております。(3)譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を図ることを目的に、役位に応じた株式報酬を、中期経営計画のスタートに伴い毎期支給しております。中期における業績達成への動機づけを目的として、譲渡制限付株式報酬は、役員在籍を条件として支給しております。社外取締役の報酬は、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬としております。各監査役については職務の内容、経験および当社の状況等を確認のうえ、株主総会で決議された報酬総額の

範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2001年3月29日開催の定時株主総会において、「月額25百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役は3名）です。この固定報酬枠とは別に、2013年3月27日開催の定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とする変動報酬枠と2018年3月28日の定時株主総会において、「年額120百万円以内」（うち社外取締役分は年額5百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数はいずれも6名（うち社外取締役は2名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2013年3月27日開催の定時株主総会において「月額10百万円以内」として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。この固定報酬枠とは別に、2018年3月28日の定時株主総会において、「年額10百万円以内」（うち社外監査役分は年額2百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。

(b) 当事業年度に係る報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	267	167	80	20	7名
(うち社外取締役)	(17)	(12)	(4)	(1)	(2名)
監査役	37	30	3	4	4名
(うち社外監査役)	(9)	(7)	(1)	(1)	(2名)
合計	304	197	83	24	11名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）であります。

⑥ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役永田宏氏は、株式会社クリアホールディングスの代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と株式会社クリアホールディングスとの間に特別な利害関係はありません。

せん。

- ・取締役似内志朗氏は、ファシリティデザインラボ代表を兼務しておりますが、当社とファシリティデザインラボとの間に特別な利害関係はありません。
- ・監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーションの社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述2社との間に特別な利害関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

主な活動内容

地 位	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
取 締 役	永 田 宏	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
取 締 役	似 内 志 朗	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と知見から、当社経営に資する有益な助言・提言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	飯 沼 良 祐	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	齋 藤 晴 太 郎	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士として法律に関する高い経験と見識から、監査機能の実効性を高めていくための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	98,000千円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積の相当性などを確認し、必要な検証を行った上で、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、2006年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2008年3月28日、2008年12月18日、2011年3月25日、2015年4月28日並びに2018年4月24日に改定を行っており、下記は最新（2018年4月24日一部改定）の決議の概要です。

<内部統制システム構築の基本方針>

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ基本規程」「情報セキュリティ基本方針」等を制定し、適切な情報管理に努める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。

- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
 - (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を代表取締役が必要と認めた場合に、適宜開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
 - (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
 - (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
 - (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。
- ⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)と同様の推進に努める。
 - (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
 - (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンスチームを設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (d) コンプライアンスチームは、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。
 - (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制**
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
 - (b) 子会社の窓口として関係会社管理室を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
 - (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。

- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。

⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑧ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

⑨ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

⑩ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ **監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。

- (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- ⑬ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制**
当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- ⑭ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。
- ⑮ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
(a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
(b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施する体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において3回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びにコンプライアンス違反事案及び内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員及び従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施しております。

② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において1回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

③ グループガバナンス体制

当社の関係会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において国内、海外各2回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から事業戦略の進捗及び予算の進捗の報告を行っております。また、グループ会社のコンプライアンス体制強化のため、グループ会社の社長がコンプライアンス委員会に出席しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、2008年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、2011年3月25日開催の当社第61回定時株主総会、2014年3月26日開催の当社第64回定時株主総会、2017年3月29日開催の当社第67回定時株主総会及び2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、（以下、最新の対応策を「本プラン」といいます。）、継続いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値向上のための取組みについて

当社は、1890年に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史と共に歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、1950年には、製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い、発展してまいりましたが、2005年6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。

当社は、製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計8回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。2021年2月には、過年度の業績状況および今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、2023年を最終年度とした2021年から2023年までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「RISE ITOKI 2023」をキャッチフレーズとして、『構造改革プロジェクトを実行する』、『新たな価値を創出して提供する』、『不採算事業の早期黒字化をはたす』、『狙って人を育てる』、『ESG経営の実践』を重点方針とした経営戦略を強力に推し進め、「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」となることを目指して、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

③ 安定した株主還元策

当社は、利益配分につきましては、経営の重点政策の一つとして認識し、会社の収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案したうえで、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することとし、期末配当として年1回を行うことを基本方針としております。

今後の配分につきましては、更なる株主重視の経営を目指し、従来の安定配当に加えて連結業績を考慮し、配当性向20%以上を目処とした配当政策を実施してまいります。また、内部留保金につきましては、企業価値の向上を図るために、将来の成長に不可欠な研究開発や成長分野への戦略的な投資を中心に効率的に活用してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買取提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断

については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年を取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にも不利益を与えない場合等、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ. に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として継続されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2020年3月25日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、継続されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	71,027	流動負債	49,099
現金及び預り金	26,876	支払手形及び買掛金	12,674
受取手形、売掛金及び契約資産	29,316	電子記録債権	7,482
電子記録債権	3,008	設備関係支払手形	1,334
有価証券	100	1年内償還予定の社債	60
商品及び製品	4,998	短期借入金	9,463
仕掛品	2,010	1年内返済予定の長期借入金	1,716
材料及び貯蔵品	2,920	未払法人税等	3,095
原価引当金	1,991	未払消費税等	804
	△194	賞与引当金	2,712
		役員賞与引当金	157
		従業員注損引当金	1
		製造関係会社事業の損失引当金	19
		その他	355
			9,221
固定資産	44,260	固定負債	16,278
有形固定資産	24,978	長期借入金	6,731
建物及び構築物	11,377	繰上り	799
機械装置及び運搬具	2,486	繰延税金負債	349
土地	8,436	役員退職慰労引当金	85
一設の資産	680	製品自主回収関連損失引当金	83
建物の勘定他	626	退職給付に係る負債	4,062
	1,372	退職給付に係る負債	1,315
		その他	2,851
無形固定資産	1,819	負債合計	65,377
のれん	517	(純資産の部)	
その他	1,302	株主資本	49,185
		資本金	5,294
		資本剰余金	9,638
		利益剰余金	34,387
		自己株式	△134
		その他の包括利益累計額	640
		その他有価証券評価差額金	294
		為替換算調整勘定	480
		退職給付に係る調整累計額	△133
		新株予約権	45
		非支配株主持分	39
		純資産合計	49,910
資産合計	115,288	負債純資産合計	115,288

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
高	123,324	
価	77,575	
益	45,749	
費	41,167	
管	4,582	
理	10	
息	93	
金	112	
金	67	
入	272	556
他		
利	151	
当	6	
当	126	
収	358	
用	145	
利	173	961
投		
資		
損		
差		
託		
費		
用		
他		
益		4,177
利		
益	6,911	
売	106	
却	779	
却	7	7,805
益		
益		
益		
他		
損	29	
損	1,782	
失	1,319	
額	5	
入		
額		
他	323	
他	149	3,611
益		
税		
額		
8,372		
税	3,787	
額	△596	3,191
益		
5,181		
損		
失		
△113		
益		
5,294		

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,294	9,638	29,530	△161	44,301
会計方針の変更による 累積的影響額			249		249
会計方針の変更を反映 した当期首残高	5,294	9,638	29,780	△161	44,551
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△678		△678
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,294		5,294
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		27	26
決算期の変更に伴う 子会社剰余金の減少高			△9		△9
非支配株主との取引による 資本剰余金の増減		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	4,607	26	4,633
当 期 末 残 高	5,294	9,638	34,387	△134	49,185

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計				
当 期 首 残 高	403	182	△2	583		45	145	45,076
会計方針の変更による 累積的影響額								249
会計方針の変更を 反映した当期首残高	403	182	△2	583		45	145	45,325
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△678
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,294
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								26
決算期の変更に伴う 子会社剰余金の減少高								△9
非支配株主との取引による 資本剰余金の増減								0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△109	297	△130	57		-	△106	△49
当 期 変 動 額 合 計	△109	297	△130	57		-	△106	4,584
当 期 末 残 高	294	480	△133	640		45	39	49,910

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 33社

主要な連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール(株)
富士リビング工業(株)
(株)イトーキマーケットスペース
(株)イトーキエンジニアリングサービス
(株)シマソービ
(株)イトーキ東光製作所
(株)イトーキ北海道
イトーキマルイ工業(株)
三幸ファシリティーズ(株)
(株)エフエム・スタッフ
(株)イトーキシェアードバリュー
新日本システック(株)
(株)ダルトン
GlobalTreehouse(株)
Tarkus Interiors Pte Ltd
Novo Workstyle Asia Limited
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.
他15社

第1四半期連結会計期間において、株式会社梅鉢屋の株式を一部売却したため、同社を連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 5社

非連結子会社の名称

Knoll Japan(株)

他4社

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 1社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（Knoll Japan(株)他5社）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ダルトン他国内子会社5社及びTarkus Interiors Pte Ltdの決算日は9月30日、ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.の決算日は11月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

また、Novo Workstyle Asia Limited他在外子会社8社の決算日は12月31日でありませんが、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の
低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属
設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物
附属設備及び構築物については、定額法を採用しておりま
す。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量
（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェア
については、主に社内における利用可能期間（5年）に基
づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 製品保証引当金
納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給基準内規に基づき当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。
- ⑦ 製品自主回収関連損失引当金
当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。
- ⑧ 関係会社清算損失引当金
関係会社の清算手続きに係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。
- ⑨ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業、IT・シェアリング事業）

製品及び商品の販売については、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積り方法として、見積工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価割合（インプット法）を適用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針
為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

- (7) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、子会社投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、13年以内で均等償却しております。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事請負契約等において、一定期間にわたり履行義務が充足される契約として収益を認識しております。当社は総見積原価の妥当な積算を行うこと及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積もることが可能な場合、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの総見積原価に対する発生原価の割合を用いております。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、有償支給取引については、従来、有償支給した支給品について棚卸資産の消滅を認識しておりましたが、当社が実質的に支給品を買い戻す義務を負っていると判断される場合、棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額を有償支給取引に係る負債として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、「受取手形、売掛金及び契約資産」は584百万円、「仕掛品」は245百万円、「原材料

連結計算書類

及び貯蔵品」は141百万円、流動負債「その他」は141百万円それぞれ増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は446百万円、売上原価は245百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ201百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は249百万円増加しております。

当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ3円09銭、3円09銭及び3円01銭減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等を注記しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「長期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「長期貸付金」は、0百万円です。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」に表示していた「受取賃貸料」及び「営業外費用」に表示していた「その他」の内、賃貸建物等減価償却及び賃貸建物等管理費用は、当連結会計年度より「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更しております。

これは、ワークプレイス事業及び設備機器・パブリック事業の運営における所有物件に関する「受取賃貸料」について、事業の実態をより適切に表示するために表示方法の変更を行ったものです。

なお、前事業年度の「受取賃貸料」は65百万円、「賃貸建物等減価償却及び賃貸建物等管理費用」は41百万円です。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「為替差損」は、48百万円です。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「債務免除益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「債務免除益」は、67百万円です。

[会計上の見積りに関する注記]

1. Tarkus Interiors Pte Ltdに関するのれんを含む固定資産の減損損失の認識の要否及び測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、Tarkus Interiors Pte Ltd (以下「Tarkus 社」という。)に係る有形固定資産135百万円及びのれん421百万円及び減損損失286百万円を計上しております。当該のれんは、2016年12月期にシンガポール所在の内装工事会社であるTarkus社の支配を獲得した際に計上したものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをしており、連結子会社にあつては主に、それぞれの会社を1つの独立したグルーピングの単位としております。また、これらの固定資産は定期的に減価償却されますが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額と固定資産（のれんを含む）の帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

このため、減損損失の認識の要否判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産（のれんを含む）の帳簿価額を下回ったことから、減損を計上しております。

当該判定及び測定に用いた将来キャッシュ・フローは、経営者が作成したTarkus社の事業計画を基礎として見積もられており、新規受注の獲得を含む売上及び営業利益の予測などの不確実性を伴っております。また、回収可能価額の測定に用いられる割引率の見積りは、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識及び判断が必要とされます。

当社グループは当連結会計年度末において、減損の兆候の識別、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しており、上記の将来キャッシュ・フローの見積りは合理的と判断しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. Novo Workstyle HK Ltd. 及び Novo Workstyle Co., Ltd. の支店並びに Shanghai Allbest Furniture Co., Ltd. 及びその子会社に関するのれんを含む固定資産の減損損失の認識の要否及び測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、Novo Workstyle HK Ltd. 及び Novo Workstyle Co., Ltd.の支店（以下、2つを合わせて「NWグループ」という。）に係る減損損失442百万円並びにShanghai Allbest Furniture Co., Ltd.及びその子会社（以下「Allbest社」という。）に係る減損損失500百万円を計上しております。当該減損損失には、中国所在の連結子会社である Novo Workstyle Asia Limited（以下「NWA社」という。）が、NWグループ及びAllbest社の支配を獲得した際に計上したのれん及び耐用年数を確定できない無形資産が含まれております。なお、NWグループはオフィス家具の仕入販売を主に行っており、Allbest社はオフィス家具の製造販売を主に行っております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

NWA社は国際財務報告基準を適用しており、NWグループとAllbest社をそれぞれ資金生成単位としております。のれんを含む資金生成単位については、減損の兆候があるときに加え、毎期減損テストが実施され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定しております。

当連結会計年度において、当社グループは、それぞれの資金生成単位に配分されたのれんの減損テストにおける回収可能価額として使用価値を用いております。減損テストを実施した結果、回収可能価額である使用価値が負の値であることから、のれんを含む固定資産の未償却残高の全額を減損損失に計上しております。この使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成したNWグループ及びAllbest社の事業計画を基礎として見積もられており、売上及び営業利益の予測などの不確実性を伴っております。

当社グループは当連結会計年度末において、使用価値の算定にあたっては慎重に検討しており、使用価値の見積りは合理的と判断しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

- (1) 受取手形、売掛金及び契約資産
 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 受取手形 | 3,829百万円 |
| 売掛金 | 23,096百万円 |
| 契約資産 | 2,390百万円 |
| 電子記録債権 | 3,008百万円 |
- (2) 契約負債
 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。
- | | |
|------|----------|
| 契約負債 | 1,166百万円 |
|------|----------|
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|--|-----------|
| | 43,489百万円 |
|--|-----------|
- (4) 担保に供している資産
- | | |
|---------------|----------|
| 定期預金 | 100百万円 |
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 756百万円 |
| 土地 | 1,927百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 18百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 492百万円 |
| 長期借入金 | 1,009百万円 |
- (5) 受取手形割引高
- | | |
|--|--------|
| | 801百万円 |
|--|--------|
- (6) 連結会計年度末日満期手形
 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。
- | | |
|------|--------|
| 受取手形 | 180百万円 |
| 支払手形 | 68百万円 |

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	45,664,437	—	—	45,664,437
合計	45,664,437	—	—	45,664,437
自己株式				
普通株式 (注)	457,997	262	76,600	381,659
合計	457,997	262	76,600	381,659

(注) 1. 自己株式数の増加262株は、単元未満株式の買取請求による増加262株によるものであります。

2. 自己株式数の減少76,600株は、2022年4月18日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分76,600株によるものであります。

(2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第1回新 株予約権	普通株式	11,377,100	—	—	11,377,100	45
合計			11,377,100	—	—	11,377,100	45

連結計算書類

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月24日 定時株主総会	普通株式	678百万円	15円	2021年12月31日	2022年3月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,675百万円	利益剰余金	37円	2022年12月31日	2023年3月24日

(4) 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

[金融商品に関する注記]

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券	4,271	4,249	△21
(2) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）	8,448	8,416	△31

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額885百万円）は「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

連結計算書類

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	1,778	－	－	1,778
資産計	1,778	－	－	1,778

※投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は2,028百万円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	－	442	－	442
資産計	－	442	－	442
長期借入金（1年以内に返済 予定のものを含む。）	－	8,416	－	8,416
負債計	－	8,416	－	8,416

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

2. 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[減損損失に関する注記]

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	場所	用途	種類	金額
(株)イトーキ	東京都中央区	事業用資産	無形固定資産(その他)	4 百万円
Tarkus Interiors Pte Ltd	シンガポール	-	のれん	286 百万円
Novo Workstyle Asia Limited の子会社	中国香港等	-	のれん	262 百万円
	中国香港等	事業用資産	機械装置及び運搬具	8 百万円
	中国香港等	事業用資産	有形固定資産(その他)	0 百万円
	中国香港等	事業用資産	無形固定資産(その他)	340 百万円
	中国香港等	事業用資産	投資その他の資産(その他)	0 百万円
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd. の子会社	中国江蘇省等	事業用資産	建物及び構築物	13 百万円
	中国江蘇省等	事業用資産	機械装置及び運搬具	11 百万円
	中国江蘇省等	事業用資産	有形固定資産(その他)	292 百万円
	中国江蘇省等	事業用資産	無形固定資産(その他)	5 百万円
	中国江蘇省等	事業用資産	投資その他の資産(その他)	8 百万円
Itoki HK Limited	中国香港	事業用資産	機械装置及び運搬具	2 百万円
	中国香港	事業用資産	有形固定資産(その他)	79 百万円
	中国香港	事業用資産	無形固定資産(その他)	1 百万円
Itoki Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	事業用資産	機械装置及び運搬具	1 百万円

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをしております。

当社の一部の無形固定資産について、将来の使用見込みがないと判断したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、回収可能価額をゼロとして評価しております。

また、当社の連結子会社について、それぞれ当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

それぞれの子会社で減額した額については、Tarkus Interiors Pte Ltdにおけるのれんについては、286百万円です。Novo Workstyle Asia Limitedの子会社2社におけるのれんについては、262百万円、事業用資産については、350百万円です。ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.の子会社3社における事業用資産については、330百万円です。Itoki HK Limitedにおける事業用資産については、83百万円です。Itoki Malaysia Sdn. Bhd.における事業用資産については、1百万円です。

なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、Tarkus Interiors Pte Ltdののれんについては、将来キャッシュ・フローを11.65%で割り引いて算定しております。その他の子会社につきましては、回収可能価額をゼロとして評価しております。

[収益認識に関する注記]

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ワークプレ イス事業	設備機器・ パブリック 事業	IT・シェア リング事業	計		
売上高						
日本	75,592	35,454	1,624	112,671	－	112,671
アジア	10,093	117	－	10,210	－	10,210
その他	259	96	－	356	－	356
合計	85,945	35,667	1,624	123,237	－	123,237
財又はサービスの 移転時期						
一時点	82,931	34,850	1,624	119,405	－	119,405
一定の期間	3,014	817	－	3,831	－	3,831
合計	85,945	35,667	1,624	123,237	－	123,237
顧客との契約から 生じる収益	85,945	35,667	1,624	123,237	－	123,237
その他の収益	－	－	－	－	87	87
外部顧客への 売上高	85,945	35,667	1,624	123,237	87	123,324

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	28,842
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	29,934
契約資産（期首残高）	2,644
契約資産（期末残高）	2,390
契約負債（期首残高）	968
契約負債（期末残高）	1,166

契約資産は、主に工事請負契約、製品及び商品の販売について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の完成部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客との契約に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	11,836
1年超	1,328
合計	13,164

[1 株当たり情報に関する注記]

(1) 1株当たり純資産額	1,100円33銭
(2) 1株当たり当期純利益	116円99銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	114円04銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[追加情報]

新型コロナウイルスの感染拡大に関して今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、当社では現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,614	流動負債	34,751
現金及び預金	14,460	支払手形	1,429
受取手形、売掛金及び契約資産	19,664	支子記録債	6,761
電子記録債権	2,251	電気買掛借入金	5,535
有価証券	100	短期借入金	9,395
商品及び製品	3,627	1年内返済予定の長期借入金	296
仕掛品	1,211	リース負債	456
原材料及び貯蔵品	1,816	引当金	1,775
短期貸付金	4,040	賞与引当金	83
その他貸倒引当金	1,194	役員債権引当金	131
	△3,753	製品保証引当金	34
		未払引当金	775
		未払消費税	2,380
		未払法人税等	356
		未払の費用	3,475
固定資産	40,833	固定負債	12,535
有形固定資産	17,029	長期借入金	3,529
建物	8,782	リース負債	390
構築物	227	製品自主回収関連損失引当金	83
機械及び運搬具	1,394	関係会社事業損失引当金	2,136
車両及び器具	12	退職給付引当金	2,233
土工	878	退職資産除却保証引当金	1,257
土地	4,956	長期預り保証引当金	2,904
建物	551		
一設仮勘	224	負債合計	47,286
無形固定資産	1,068	(純資産の部)	
ソフトウエア	260	株主資本	37,832
その他の資産	187	資本剰余金	5,294
ソリ電	80	資本準備金	10,835
その他	540	その他の資本剰余金	10,832
		利益剰余金	3
		利益準備金	21,837
		その他利益準備金	881
		配当準備金	20,956
		固定資産圧縮立金	250
		別途積立金	1,079
		繰越利益剰余金	12,230
		自己株式	7,397
		評価・換算差額等	△134
		その他有価証券評価差額金	283
		新株予約権	45
		純資産合計	38,161
資産合計	85,447	負債純資産合計	85,447

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売上	上	上	高		84,061
売	上	原	価		52,868
販	上	総	益		31,192
営	費	一	管		28,578
営	業	般	理		2,614
	業	利	益		
	外	収	息	22	
	取	配	金	775	
	取	引	金	110	
	保	倒	戻	308	
	係	の	入	152	1,369
	所	費	他		
	業	用			
	外	利		77	
	支	損	息	131	
	債	失	額	101	
	務	替	損	166	476
	為	の	他		
	そ	利	益		
		益	益		
経	常	利	益		3,508
特	別	産	益		
	定	証	却		
	資	券	却	6,902	
	有	失	却	106	7,008
	損	却			
	固	産	却	12	
	定	除	却	1,747	
	減	損		4	
	関	株	評	1,849	
	係	式	価	2,136	
	所	引	入	128	5,877
		の			
		純	利		
		利	益		
税	引	期	益		4,639
法	人	税	及		
法	税	民	び	2,688	
当	人	等	事	△356	2,332
	期	純	業		
		利	整		
			益		2,307

計算書類

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	配当準備 積 立 金	固定資産 圧縮積立金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	5,294	10,832	3	10,836	881	250	1,257	12,230	5,398	20,017
会計方針の変更による累積的影響額									191	191
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,294	10,832	3	10,836	881	250	1,257	12,230	5,589	20,208
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△678	△678
当 期 純 利 益									2,307	2,307
固定資産圧縮積立金の取崩							△178		178	-
自己株式の取得										
自己株式の処分			△0	△0						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	-	-	△178	-	1,807	1,628
当 期 末 残 高	5,294	10,832	3	10,835	881	250	1,079	12,230	7,397	21,837

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△161	35,986	391	391	45	36,422
会計方針の変更による累積的影響額		191				191
会計方針の変更を反映した当期首残高	△161	36,177	391	391	45	36,613
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△678				△678
当 期 純 利 益		2,307				2,307
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	27	26				26
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△107	△107	-	△107
当 期 変 動 額 合 計	26	1,655	△107	△107	-	1,547
当 期 末 残 高	△134	37,832	283	283	45	38,161

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 11～17年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥ 製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑦ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

⑧ 製品自主回収関連損失引当金

過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

⑨ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

製品及び商品の販売については、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積り方法として、見積工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価割合（インプット法）を適用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

3. ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事請負契約等において、一定期間にわたり履行義務が充足される契約として収益を認識しております。当社は総見積原価の妥当な積算を行うこと及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積もることが可能な場合、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの総見積原価に対する発生原価の割合を用いております。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、有償支給取引については、従来、有償支給した支給品について棚卸資産の消滅を認識しておりましたが、当社が実質的に支給品を買い戻す義務を負っていると判断される場合、棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額を有償支給取引に係る負債として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、「受取手形、売掛金及び契約資産」は322百万円減少し、「仕掛品」は159百万円、「原材料

計算書類

及び貯蔵品」は141百万円、流動負債「その他」は141百万円それぞれ増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は348百万円、売上原価は159百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ189百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は191百万円増加しております。

当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ2円90銭減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「為替差損」は、24百万円です。

[会計上の見積りに関する注記]

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている関係会社株式8,012百万円には、非上場の子会社であるTarkus Interiors Pte Ltd (以下「Tarkus社」という) に対する投資1,719百万円が含まれております。この投資は超過収益力を反映して、同社の1株当たり純資産額を上回る価額で取得したものであり、当事業年度末に実質価額まで減損しております。また、同社に対する株式に係る関係会社株式評価損1,602百万円を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式については、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。

当社は、当事業年度のTarkus社株式の評価損の認識の要否判定の結果、将来の超過収益力を反映した当該株式の実質価額が取得原価と比較し著しく低下していることから、取得価額と実質価額の差額を関係会社株式評価損として計上しております。

実質価額の算定に当たっては、Tarkus社の純資産額に超過収益力を加味しております。将来キャッシュ・フローを基に算定される超過収益力は、経営者が作成したTarkus社の事業計画を基礎として見積もられており、新規受注の獲得見込みを含む売上及び営業利益の予測などの不確実性を伴っております。

当社は当事業年度末において、非上場の子会社の評価損の認識にあたっては、慎重に検討しており、実質価額に関しては合理的と判断しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	28,865百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	5,890百万円
関係会社に対する長期金銭債権	144百万円
関係会社に対する短期金銭債務	5,253百万円
関係会社に対する長期金銭債務	154百万円
(3) 偶発債務	
次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。	
NOVO WORKSTYLE CO., LTD.	545百万円
	(27百万円)
	111百万円
	(0百万米ドル)
(4) 期末日満期手形	
期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。	
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。	
受取手形	165百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高

3,830百万円

仕入高

19,898百万円

営業取引以外の取引高

740百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	457,997	262	76,600	381,659
合計	457,997	262	76,600	381,659

- (注) 1. 自己株式数の増加262株は、単元未満株式の買取請求による増加262株によるものであります。
2. 自己株式数の減少76,600株は、2022年4月18日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分76,600株によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	622百万円
債務保証損失引当金	40百万円
棚卸資産評価減	95百万円
未払事業税	150百万円
退職給付引当金	986百万円
投資有価証券評価損	449百万円
関係会社株式評価損	2,606百万円
貸倒引当金繰入超過額	1,325百万円
資産除去債務	403百万円
その他	1,147百万円
繰延税金資産小計	7,826百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,641百万円
評価性引当額小計	△4,641百万円
繰延税金資産合計	3,185百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△517百万円
固定資産圧縮積立金	△259百万円
その他有価証券評価差額金	32百万円
資産除去債務	△251百万円
繰延税金負債合計	△995百万円
繰延税金資産の純額	2,189百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	山田百合子	当社代表取締役会長山田匡通の配偶者	(被所有) 直接 0.6%	土地の賃借(注1)	1百万円	—	—
	(株) 璃理 代表取締役社長 山田百合子	山田百合子の資産管理会社	(被所有) 直接 0.8%	家屋の賃借(注1)	15百万円	敷金	12百万円
	伊藤文子	当社代表取締役会長山田匡通の義妹	(被所有) 直接 2.1%	土地・家屋の賃借(注1)	44百万円	敷金	34百万円

- (注) 1. 近隣の地代を参考にして、同等の価格によっており、現金にて支払っております。
2. (株)璃理は、当社代表取締役会長山田匡通の近親者が議決権の過半数を保有しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)イトーキ 東光製作所	70百万円	鉄扉、貸金庫等の製造	(所有) 直接 100.0%	—	仕入先	資金の付	510百万円	短貸付金(注1)	510百万円
							貸の回収	563百万円	長貸付金(注1)	197百万円
子会社	Global Treehouse(株)	100百万円	清算手続中	(所有) 直接 100%	—	販売先	資金の付	2,449百万円	短貸付金(注3)	3,446百万円
							貸の回収	1,799百万円	—	—
子会社	NOVO WORKSTYLE CO., LTD.	2,812万US\$	鋼製家具の製造・販売	(所有) 間接 100.0%	—	仕入先	債務保証(注2)	656百万円	—	—

- (注) 1. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として713百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は554百万円であります。
2. 銀行借入につき、債務保証を行なったものであります。
3. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として3,249百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は3,305百万円であります。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 [収益認識に関する注記]」に同一の内容を記載しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

(1) 1株当たり純資産額	841円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	50円97銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[追加情報]

新型コロナウイルスの感染拡大に関して今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、当社では現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東大夏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 東 大 夏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの2022年1月1日から2022年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

株式会社イトーキ 監査役会

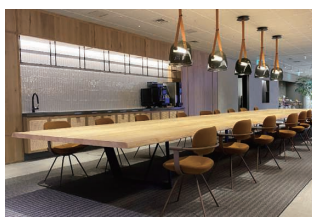
常勤監査役	福	原	敦	志	Ⓔ
監査役	松	井		正	Ⓔ
社外監査役	飯	沼	良	祐	Ⓔ
社外監査役	小	山	充	義	Ⓔ

以 上

日本初上陸のドイツ発オフィス家具メッセ 「オルガテック東京2022」に出展



Tech×Designで実現する、ポストノーマルの働き方「スマートオフィスコンセプト」を提案



silta (シルタ)

"木の心地よさ"と"ロングスパンの美しさ"を兼ね備えたビッグテーブル。

「ウッドデザイン賞2022」経済産業大臣賞も受賞しました！



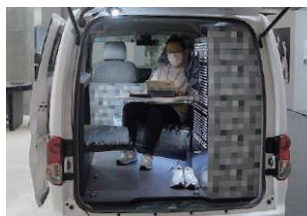
sound parasol (サウンドパラソル)

オープンスペースでも周囲を気にせずWeb会議ができる全く新しいミーティングテーブル。



office surf (オフィスサーフ)

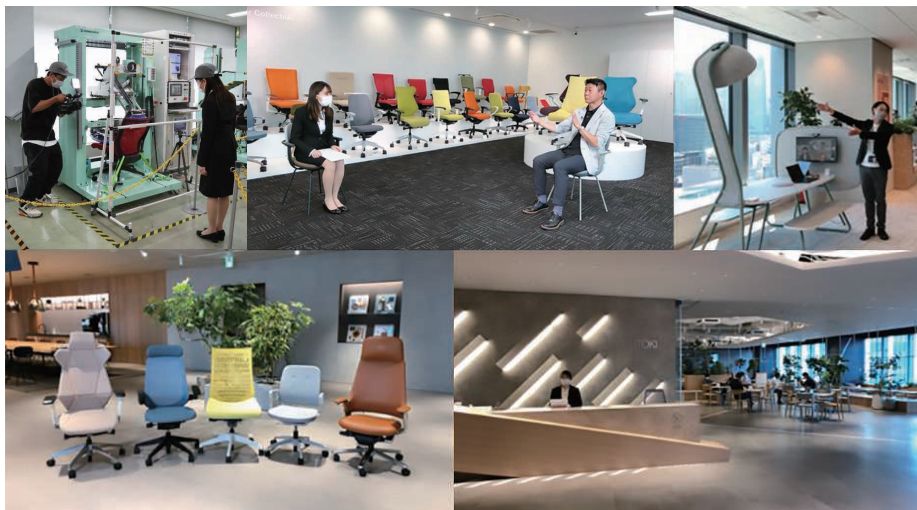
オフィス側からもリモート側からもシンプルなアクションで会話に参加できる、立ち話感覚でのコミュニケーションを実現。



MOOW (ムーウ)

日産自動車様とイトーキ、後部座席スペースで快適にテレワークできるモバイルオフィスカーを共同開発。

テレビ東京系列「知られざるガリバー」にて イトーキが紹介されました！(2022年7月9日(土))



「知られざるガリバーエクセレントカンパニーファイル」にて紹介されました。(2022年7月9日(土))

同番組は、世界に誇る優れた日本企業にスポットを当て、その魅力に迫るドキュメンタリー番組です。代表取締役社長の湊のインタビューをはじめ、滋賀にある製造工場や、本社オフィス「XORK」の様子などを取材いただきました。

イトーキ滋賀工場APセンター竣工

- 新たなモノづくりの形であるアSEMBル・プロセスセンター（APセンター）を設立し、分散している生産ラインの集約・再編による生産性向上を目指します。
- オフィス商品のアSEMBル生産方式を強化するとともに、原価率を低減し、収益拡大を図ってまいります。
- 物流市場で需要が急増している「システムストリーマー SAS-R」※の生産能力を向上させることにより、さらなる収益拡大を目指します。

※超高速出入庫能力と省スペース設計を実現するシャトル台車式自動倉庫システム



株主総会会場ご案内図



開催会場

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

当社 大阪ショールーム 9階ホール

TEL (06)6223-3115



交通機関

地下鉄堺筋線

北浜駅

5番出口徒歩5分

地下鉄堺筋線

堺筋本町駅

12番出口徒歩5分

地下鉄御堂筋線

淀屋橋駅

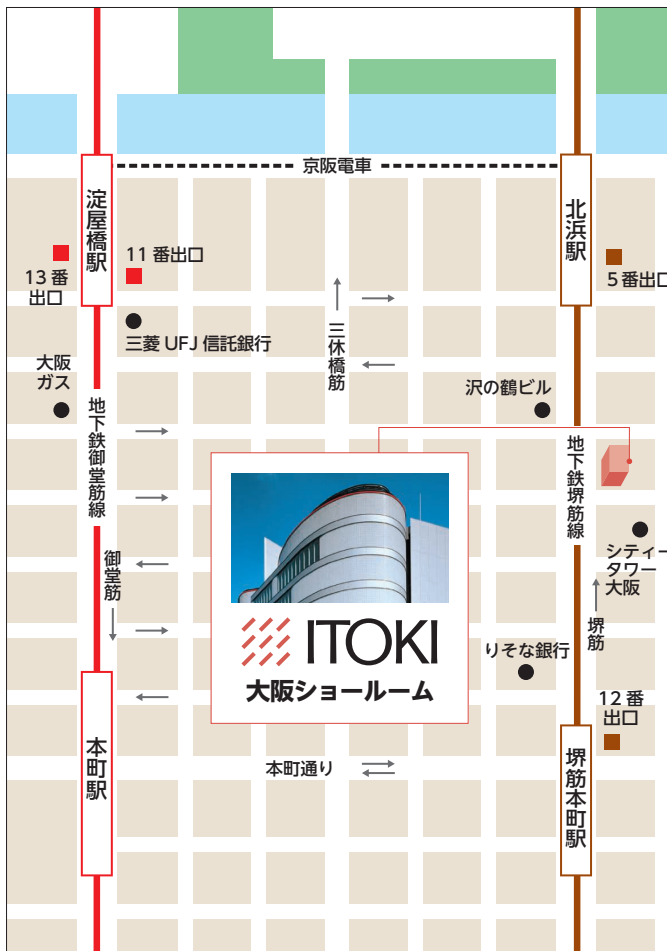
11番出口徒歩10分

京阪本線

北浜駅

5番出口徒歩10分

※ 駐車場はございませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。



株式会社イトーキ

本社：〒103-6113 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

日本橋高島屋三井ビルディング

TEL. 03-6910-3950 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

